

練馬区障害者計画懇談会意見書

平成 23 年（2011 年）12 月

はじめに

障害のある人の生活については、国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法制度の整備、内閣府の「障がい者制度改革推進会議」での議論、障害者基本法の改正、障害者総合福祉法（仮称）制定への骨格提言など大きな変化の渦中にあり、同時にその変化に強い期待が寄せられています。こうした国内外の動きを踏まえながら、一人ひとりの障害のある人の地域における生活の質を向上させるためには、身近な自治体における具体的な施策の展開と、それに対する障害のある方を含めたすべての住民の理解と積極的な議論が不可欠です。

その意味で、次期練馬区障害者計画と第三期障害福祉計画の策定について検討するため、平成 22 年度に練馬区障害者計画懇談会が設置されたことは、練馬区の障害者施策に対する積極的な姿勢を広く示したものとして高く評価されます。そして、多様な立場から構成された 29 名の委員の皆様が、計 11 回にわたる、しかも夜間の懇談会開催にもかかわらず熱心な討議を続けていただくことで、この度、練馬区障害者計画懇談会意見書をまとめることができました。

懇談の中では、現行計画の進捗状況について検証しながら、従来の施策体系では谷間に陥りがちな障害や難病の状況等について当事者の方からの報告をうかがい、障害等の種類や生活課題の特徴を委員全体で共有化することができました。具体的な施策の方向性についても、それぞれの委員の皆様の立場を踏まえた貴重な意見が交わされました。計画策定にあたっては、障害の問題に関わる広い意味での当事者である区民全体の理解を得ることが重要ですが、その前提として、障害当事者のニーズを的確に捉え、広く発信していくことが不可欠であり、懇談会の基調をなす考え方として揺らぐことはありませんでした。

また、懇談会では、時に理念の違いや、財政面での課題等にも直面せざるを得ないこともありましたが、障害の有無にかかわらず、誰もが練馬で暮らしていて良かったと思える障害者施策の実現をめざす方向性を確認できたことが最大の成果であり、それが一つひとつの意見を裏打ちしています。

障害のある人に関わるサービスや支援は、適切な基準と給付計画を伴った制度として運用される必要がありますが、同時に、制度に合わせて生活を組み立てるのではなく、サービスや支援の対象となる人々の願いに添った制度や施策を展開することがさらに重要です。本意見書を踏まえて、練馬区で効果的な施策が展開することを期待しております。

平成 23 年 12 月

練馬区障害者計画懇談会座長
朝日 雅也

○ 練馬区障害者計画懇談会意見書の位置づけについて

障害者基本法に規定する障害者計画および障害者自立支援法に規定する障害福祉計画の策定は、地域における障害者等の状況等を踏まえ、障害者その他の関係者の意見を聴きながら行なうものとされています。

練馬区では、次期障害者計画・第三期障害福祉計画（平成 24 年度～26 年度）策定のため、平成 22 年度に障害者基礎調査（5,000 人を対象とするアンケート調査）および団体ヒアリング（障害者団体 20 団体を対象とした聴き取り調査）等を行なうことにより、障害のある方の生活状況やご意向の把握に努めてきました。

平成 22 年度に設置した練馬区障害者計画懇談会は、公募区民、障害者団体関係者、学識経験者等により構成され、次期障害者計画・第三期障害福祉計画策定のための検討を、障害者基礎調査結果や障害者計画の進捗状況の検証等を踏まえながら行ってきました。同懇談会で出されたさまざまなご意見は練馬区障害者計画意見書としてまとめられ、練馬区長に報告されます。

練馬区では、練馬区障害者計画意見書を踏まえ、次期障害者計画・第三期障害福祉計画を策定します。

○ 練馬区障害者計画懇談会意見書の構成について

- ・懇談会委員の意見を、項目ごとに掲載しています。
- ・提言は、個別意見を集約し、懇談会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・提言に続く、○で示した意見は個別意見を列記したものです。同様な意見については一つにまとめて表しています。
- ・個別意見は、提言の順に沿うように並べています。
- ・個別意見では、意見が分かれるものについて両論併記としています。

目 次

I 総論について	
1 基本理念について	1 ページ
2 計画目標について	2 ページ
II 各論について	
1 総合相談体制を構築するについて	3 ページ
2 居宅系サービスを充実するについて	5 ページ
3 日中活動系サービスを充実するについて	6 ページ
4 居住系サービスを充実するについて	8 ページ
5 サービスの質の向上について	10 ページ
6 障害児支援を充実するについて	12 ページ
7 障害者就労を促進するについて	13 ページ
8 社会生活支援を推進するについて	14 ページ
9 安全な暮らしを支えるについて	16 ページ
10 福祉のまちづくりを推進するについて	18 ページ
11 障害者医療を推進するについて	19 ページ
【巻末資料】	
① 練馬区障害者計画懇談会設置要綱	21 ページ
② 練馬区障害者計画懇談会委員名簿	23 ページ
③ 練馬区障害者計画懇談会開催経過	24 ページ

I 総論について

1 基本理念について

提言

- 1 基本理念は、誰もがわかりやすく施策を横断的に展開する表現となることが望ましい。「あんしん」「いきがい」「つながり」は基本理念として適切である。
- 2 一方で、「気づき」、「生活」等の重要なキーワードがあるため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の中に、これらの視点を盛り込むべきである。
- 3 障害者権利条約の趣旨をわかりやすく、共有できるように表現し、基本理念・総論に盛り込むべきである。

- 福祉計画等の基本理念は人権尊重と自己実現に集約され、言い尽くされている。それをどうわかりやすく表現するかが課題である。「あんしん」「いきがい」「つながり」は今の障害福祉の現状を良く表している。
- 基本理念は横断的な考え方が良い。行政が横断的に施策に取り組むことのみならず、区民の助け合い（共助）が進み深まることにより、計画が達成されていくことになる。
- どの立場から見ても共有化し理解できるような、表現と工夫が必要である。
- 「あんしん」「いきがい」「つながり」に連なるキーワードとして、気づきや情報提供・情報発信、緊急事態対応、コミュニケーション支援、切れ目のない支援などを盛り込む必要がある。
- 身近な生活という視点から基本理念を考えるべきではないか。「生活」「地域社会」「医療」あるいは「医食住」などがキーワードとなる。
- 障害者計画の対象として、難病(*1)者等の社会生活上さまざまな困難を抱えている方を含めた上で、施策が進められていくというような姿勢を理念で示せないか。
- 障害者権利条約(*2)が唱えている人権や固有の尊厳の尊重などの内容を、基本理念や計画書総論の中に入れ込み、わかりやすく共有する必要がある。

用語解説

- *1 難病…国の難病対策要綱による定義では、原因不明、治療未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、または経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために、家庭に負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病のこと。
- *2 障害者権利条約…2006年12月に採択された「国連障害者の権利条約」のこと。障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的とする国際的原則。障害者の範囲を、身体等の障害があり、さまざまな障壁との相互作用により、平等・完全な社会参加が妨げられる者を含む、としている。

2 計画目標について

提言

- 1 改定練馬区障害者計画の計画目標を継承すべきである。
 - 2 計画の対象を限定して受け取られないよう、表現を工夫する必要がある。
- 計画目標については、改定練馬区障害者計画（平成19年度から23年度）策定に際し障害者計画懇談会において議論を重ね、文章化したものである。この計画目標(*1)は、法制度改革等の動向に関わらず障害者計画が目指すべき方向を示しているため、これを継承すべきである。
 - 改定練馬区障害者計画の計画目標にある「どんなに障害が重くとも」を「障害の種類や程度、年齢などに関わらず」と変更すべきではないか。障害の軽・重などに関わらず地域で自立して生活することが重要である。また、このことが障害の谷間をなくしていくという考え方を推し進めるのではないか。
 - 「どんなに障害が重くとも」は、重い障害の方のみに焦点をあてていない。この表現をとることで、区が障害者全体を包み込み、温かく見守っていくという印象があり、読み手に安心感を与える。

用語解説

*1 改定練馬区障害者計画の計画目標

改定練馬区障害者計画では、計画目標を次の通りとしています。
「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。」

Ⅱ 各論について

1 総合相談体制を構築するについて

提言

- 1 障害者本人を中心として、本人の思いがかなえられるようなケアマネジメント体制の整備を進める必要がある。
 - 2 わかりやすい、相談しやすい相談窓口作りを行う必要がある。
 - 3 基幹相談支援センターを中心とし、地域の関係者・機関の連携を強化する必要がある。
- ケアマネジメント(*1)は地域生活支援にとって重要な要素である。総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター(*2)の人員拡充とサービス提供事業者を含む関係機関の連携が必要である。
- 相談支援は窓口で待っているだけでなく、こもりがちな障害者のために電話や訪問による支援を進めていく必要がある。また、相談者の心情や意向に配慮し、一過性でない継続した支援を行う必要がある。
- 身近な相談窓口や専門的な相談窓口の整備、相談支援従事者の対応力の向上を図るとともに、障害者・その家族が困った時にどこに行けば相談支援を利用できるのか、明確にしておくべきである。
- 身近な相談窓口を担う人たちへ情報提供やその他のサポートを行なうことが必要であり、それがあれば幅広い相談への対応を区民自ら解決できることも多いのではないかと。基幹相談支援センターの整備を、このような観点から進めるべきである。
- 基幹相談支援センター(*3)のネットワークが、民間の相談支援事業者ともうまく連携できるような仕組みを構築すべきである。
- 子どもから高齢者、さまざまな障害特性等に対応していくためには、コーディネーター（ケアマネージャー）が保健や医療、教育、福祉、事業者等の関係者につなぎ、ネットワークを構築しながら支援を提供していく必要がある。
- ケアマネジメントの一般的な定義はあるが、この計画において共通認識を持つ必要がある。また、どのようなケアマネージャーが障害分野で必要か、明確にする必要がある。

- ケアマネジメントとは、単にサービスの組み立てをすることではなく、あくまで本人を中心として、その人の地域生活の希望をかなえることである。また、これを機にさまざまな社会資源の開発に取り組んでいくことを共通認識とすべきである。
- 相談支援は本人の全人格を受け止めながら行う必要がある。このためケアマネジメントを行う機関としては、通所施設などの事業所が行なうべきではないか。ケアマネジメントよりもコーディネートとした方が、お互いに理解しやすいのではないか。
- その人に必要な支援は、個人や一機関で完結するものではなく、さまざまな人が関わり、それぞれの役割を果たすことでその人の願い、思いをかなえていくことになる。その役割の交通整理をすることが相談支援である。

用語解説

- *1 **ケアマネジメント**…一般的な定義としては、その人が望む社会生活を支援するため、社会生活上の意向・課題等を把握し、さまざまな社会資源に適切に結びつけていく手続・手法をいう。さらに障害者ケアマネジメントとしては「社会資源の改善及び開発を推進」(厚生労働省・平成14年3月)が加わる。
- *2 **障害者地域生活支援センター**…相談支援や社会生活支援等の提供により、障害のある方の自立した地域生活を支援する区立施設。4か所設置。
- *3 **基幹相談支援センター**…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的な相談業務および成年後見制度利用支援事業を実施するもの。改正障害者自立支援法に規定。

2 居宅系サービスを充実するについて

提 言

- 1 ホームヘルプの支援ニーズへの対応、提供体制を強化する必要がある。
- 2 安定した地域生活のため、ショートステイの整備を進める必要がある。
- 3 さまざまな障害特性に対応できるサービス提供体制を整える必要がある。

- ホームヘルプ(*1)において、地域生活を送る上での生活技術を高めていく観点から、買い物同行や調理補助、服薬管理の助言などの支援を強化して欲しい。
- 障害児者のホームヘルプ利用は、通学・通所の関係で朝夕の時間帯に集中しやすく、このことがホームヘルプ利用をしにくくしている一因である。効率的に運用できるような仕組みの構築が必要である。
- ホームヘルプの利用は、介護・援助による生活支援だけではなく、高次脳機能障害者等の中途障害者にとっては、第三者との交流を通じて社会性や認知機能の向上を図るというリハビリ効果が期待できる。ヘルパーへの行政や保健・医療・福祉等の専門職からの支援・連携を進め、ホームヘルプ利用をさらに効果的にする必要がある。
- 安定した自立生活を送るための基礎的な生活習慣をつけるため、または家庭での介護者のレスパイト（休息）の目的から、ショートステイ(*2)の充実を図る必要がある。
- 精神障害者の家族の避難・休息といったシェルター的な目的を持ったショートステイ事業の整備が必要である。
- 医療的ケア(*3)が必要な方でも在宅で自立生活を送れるよう、居宅サービスを充実する必要がある。

用語解説

- *1 **ホームヘルプ**…居宅介護のこと。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業。
- *2 **ショートステイ**…短期入所のこと。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う事業。
- *3 **医療的ケア**…たんの吸引、経管栄養等の、医行為ではあるが一定の条件のもと、医療従事者以外でも実施が容認されている行為。

3 日中活動系サービスを充実するについて

提 言

- 1 通所施設等の量的な整備と機能の充実を行なう必要がある。
 - 2 利用者の高齢化への対策を講ずる必要がある。
 - 3 介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。
- 特別支援学校卒業生等の進路先確保や待機者の解消のため、さらなる施設整備を進めることや、就労などの通所施設からの移行を進める必要がある。また、通所施設利用のために、移動支援や移動手段の確保が重要である。
 - 区内には、高次脳機能障害等の中途障害に対応できる施設が少ないため、新たに整備を進めるとともに、既存の施設でも対応可能となるように支援力の向上を図る必要がある。
 - 障害者の高齢化対策について、障害者自立支援法のサービスでどこまで対応するか、高齢デイサービス等の介護保険法によるサービスとの使い分け(*1)をどうするかなど、利用者やサービス提供側等からのさまざまな視点から検討する必要がある。
 - 高齢化の進んだ通所施設の現状があり、これに対応した施設整備が必要である。
 - 精神科病院からの退院者の地域生活を支える資源、介護や訓練のサービス体系になじまない方および日中に自宅で過ごす割合が高い精神障害者の日中活動の場を確保するために、地域活動支援センターⅢ型事業(*2)の整備が必要である。
 - 多くのサービス提供事業所は、経営規模や人員体制等の理由により、利用者の幅広いニーズへの対応や受注作業の確保などの課題がある。
 - 利用者の幅広いニーズに対応するため、これまで事業所数が少ない自立訓練事業者(*3)や生活介護事業(*4)、日中一時支援事業(*5)の整備を進めるために、事業者支援や報酬単価の改定などの取組が必要である。
 - 施設運営では、利用者・家族の意向や状況の把握に努め、常により良いサービス提供を進めていこうとする姿勢が重要である。

用語解説

- *1 **障害者自立支援法と介護保険法の関係**…障害のある方についても、介護保険制度の適用を受ける方は介護保険サービスを優先して利用する。ただし、本人の状況等によって、または介護保険制度にないサービスについては、障害者福祉サービスを利用することが可能となる。
- *2 **地域活動支援センターⅢ型事業**…地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う事業。1日あたりの実利用人員が概ね10名以上。
- *3 **自立訓練事業**…自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行う事業。
- *4 **生活介護事業**…常に介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する事業。
- *5 **日中一時支援事業**…日中、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練等を行う事業。

4 居住系サービスを充実するについて

提 言

- 1 グループホーム等の量的な整備と重度化・高齢化の対応を進める必要がある。
- 2 グループホーム等の整備を進めるために、関係機関の連携を進めるとともに、助成の仕組みを強化する必要がある。
- 3 グループホーム等での生活や、独居の方などの生活を支援する仕組みを充実させる必要がある。

- 重度の障害者であっても住み慣れた練馬区に住み続けることができるように、グループホーム(*1)・ケアホーム(*2)の整備が必要である。
- 障害者の高齢化とあわせ家族の高齢化も大きな課題である。同居家族亡き後の生活困難の課題に対応するため、グループホーム・ケアホームの整備が必要である。
- グループホームの利用を進めるために体験利用の仕組みを充実させることや、グループホームからさらに地域移行した場合に安定した生活が送れるよう、通過型のグループホームの整備を進めるなど、多様な取組が必要である。
- グループホーム・ケアホームの整備を進めるに当たっては、建築・消防法令等の求める設置基準を踏まえながらも、居住の機会や質の向上が進むよう福祉部局が積極的に関与し、建築、消防等の施策の弾力的な運用を行って欲しい。また、整備費の増額、区有地等の貸与、公営住宅の転用など、抜本的な対策が必要である。
- グループホーム・ケアホームの支援の質の向上や整備を進めるために、グループホーム・ケアホームへのバックアップ体制を構築していくことが必要である。障害者地域生活支援センター等にグループホーム支援ワーカーの配置や支援のための会議体の設置、グループホーム立上げ支援などの事業を行う必要がある。
- グループホーム利用者へ、よりきめ細かい生活支援を行なうため、ホームヘルプや生活サポート事業(*3)の利用を検討する必要がある。
- 民間住宅等への入居のための居住支援制度(*4)の拡充や、地域での单身生活を支える支援、近隣とのトラブル回避等への支援など、居住をサポートする事業を進めていく必要がある。

用語解説

- *1 **グループホーム**…夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業。
- *2 **ケアホーム**…夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業。障害程度区分2以上の方が対象。
- *3 **生活サポート事業**…介護給付支給決定者以外の方に、家事援助等を行う事業。
- *4 **居住支援制度**…「保証人が見つからない」等の理由で、民間賃貸住宅の契約が困難な世帯の入居・居住継続を支援するため、一定の要件のもと民間保証会社が金銭保証する制度。

5 サービスの質の向上について

提言

- 1 (仮称) 障害福祉人材育成・研修センター整備にあたっては、必要な人材等を明確にして進める必要がある。
- 2 サービスの向上を図るためには、利用者と事業者等が十分に意思疎通を行う仕組みづくりが必要である。
- 3 人材育成には、行政の支援や事業者間での情報共有を進める必要がある。

- (仮称) 障害福祉人材育成・研修センター(*1)を整備するにあたっては、障害者自身がどういった人材が必要か把握する必要がある。基礎調査のような形で実態把握が必要ではないか。
- サービス提供に当たっては、当事者の自立の観点から、従事者の思いを押し付けるのではなく、本人の意思を尊重しながら進めていく人材が必要である。
- 通所施設などにおいては、利用者や家族の意向を把握する場の設定や、それを利用者支援に還元していく仕組みを整える必要がある。
- 事業者にとって人材育成は大きなテーマである。事業所ごとに取り組んでいくべきところではあるが、個々の事業所では難しいところもあるので、行政の支援や事業者間での情報共有などが必要である。
- サービス利用者やその家族、事業者などが、どういった人材、支援内容などが求められるのか、お互いに言い合えるような環境づくりが必要である。
- 介護技術等の向上を図るためには、当事者の支援につきながらその家族等と十分にコミュニケーションを取り、障害特性等に見合った技術や知識を身につけていくことが重要である。(仮称) 障害福祉人材育成・研修センターでは、こういった研修内容を取り込んでいく必要がある。
- サービスの質を、一方的に向上させる側、それを求める側ということではなく、相互にやり取りをしながら高めていくという仕組みが、練馬の標準的な取り組み姿勢である、といった形で実を結んでいくと良い方向になる。
- 当事者同士や家族の集まりなどで出された意見を事業者に反映させることが、サービスの質の向上につながると思われる。行政が積極的にこういったグループを支援していく必要があるのではないか。

用語解説

- *1 (仮称) 障害福祉人材育成・研修センター…高い専門性を持つ障害福祉サービスを担う人材の確保と育成を図る機関。

6 障害児支援を充実するについて

提言

- 1 療育のための事業所の整備を進める必要がある。
- 2 子どもの状況により、療育や統合された場での支援等を適切に組み合わせ、障害児支援を進める必要がある。
- 3 教育や保健、福祉、地域等の連携を進めることで、障害児支援の充実を図る必要がある。

- 障害児の療育を行なう児童デイサービス(*1)等がまだまだ少ない。特に肢体不自由児を対象としたものは皆無である。事業者の事業規模が小さいことなどもあり、整備を進めるためには区のバックアップが必要である。
- 親は、わが子の障害を受入れるのに時間がかかり、小さい時期から受容するのは難しいため、児童福祉の観点から療育を行い、家族の心のケアをしながら障害児支援を行う必要がある。
- 障害者基本法の趣旨は共生社会の実現であり、障害児が普通学級で学ぶことが大切とされている。しかし、早期療育や特別支援教育(*2)を進めることで障害児が分けられ、地域の中で障害者がそうでない人と一緒に暮らすことを疎外することにつながるのではないか。
- 早期からの療育や教育が適切に行われることが、青年期やその後の生活に大いに役立っている。
- 教育や保健、医療、福祉、地域等の連携を進め、縦割り行政のはざ間で子どもが不利益を受けないようにする必要がある。

用語解説

- *1 児童デイサービス…障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。
- *2 特別支援教育…障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

7 障害者就労を促進するについて

提言

- 1 就職のための支援に加え、働き続けるための支援を強化する必要がある。
- 2 区の就労支援の向上を図るために、練馬区障害者就労促進協会の強化や就労移行支援事業所等への支援が必要である。
- 3 工賃増額のための取組を強化する必要がある。

- 就職のための支援だけでなく、働き続けるための支援が必要である。職場の同僚との関係や本人の体調の変化などにより、急速に不安定な状況に陥ることがある。ジョブコーチによる支援の充実や就労支援機関以外の本人に関わる機関・関係者が折に触れフォローしていくことが必要である。
- 職場定着のための支援を続けていくことは、報酬の仕組みなどの関係で就労移行支援事業(*1)者等にとって負担が大きくなってきている。このため、事業者への人的・経済的な支援が必要である。
- 職場定着を進めるため、練馬区障害者就労促進協会(*2)の支援員の増や事業所補助制度(*3)の拡充が必要である。
- 離職の予防や就労生活の質を上げていくための相談が行われて、初めて就労の継続につながるという側面がある。
- フルタイムの就労だけでなく、短時間や短期間、軽作業など本人の状況に応じた雇用の創出・紹介、多様な働き方の検討が必要である。
- 工賃の増額を図るために、官公需の増や自主生産品の開発・販路の拡大等への支援の充実が必要である。

用語解説

- *1 就労移行支援事業…一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
- *2 練馬区障害者就労促進協会…障害のある方の就労および職場での就労継続を支援する機関。
- *3 事業所補助制度…作業所等からの就労促進と、運営の安定を図るため、就職後の報酬助成や定着支援費用の助成を、練馬区障害者就労促進協会が一定期間行うもの。

8 社会生活支援を推進するについて

提 言

- 1 地域生活移行・定着を進めるためには、社会基盤の整備と関係機関の連携強化が必要である。
- 2 障害者が生活しやすくなるよう、関係者のネットワーク作りや、地域の団体・個人の力を活用する必要がある。
- 3 障害者がスポーツや生涯学習等の活動に十分取り組めるよう、運営の仕組み等を検討する必要がある。

- 施設入所者の地域生活移行(*1)を積極的に進めるためには、総合福祉事務所と障害者地域生活支援センターの連携が必要であり、このためには情報共有や移行のためのシステム化を進める必要がある。また、移行後の地域定着は、障害者地域生活支援センターが中心となって、地域資源を活用しながら進めていく必要がある。
- 地域生活移行、地域支援のためには、住宅の確保を前提とし、近隣との関係調整や生活技術を高めるような在宅支援、社会生活支援が必要である。
- 施設や病院は区外にある場合が多く、練馬区内の支援者の取組だけでは物理的に難しい面がある。施設等の送り出し側が移行のためのシステム作りに取り組み、そこと地域が連携して進めていく必要がある。
- 当事者が生活しやすいような形で、支援のネットワークを形成していくような取組が重要である。
- 社会生活という切り口は非常に広い範囲を課題とするので、モデル事業、モデル地区などを設定し、検証しながら進めることも必要ではないか。
- スポーツ活動への取組を拡充する必要がある。区内の体育館・プールを障害者にも使いやすくするとともに、障害の重い方でも楽しめる、広く区民にすそ野を広げたようなスポーツ活動を考えていく必要がある。
- 地域には、障害者スポーツなどに積極的に取り組もうとしている団体・個人がいる。行政が施設や用具等をこれらの支援者に提供し、協働で事業を進めていく必要がある。

- 障害者のスポーツの仕組みや障害特性を正しく理解し、スポーツをすることによる二次的障害を防ぎ安全等の確保に十分配慮できる指導者・パートナーの育成が必要である。
- 移動支援の充実を図るためには従事者確保が必要であるが、そのためには報酬改定を行い従事者の賃金向上を図る必要がある。
- 社会資源としての地域の障害者団体の位置づけや活用について認識を深め、区民等の理解を広めていく取り組みを行うべきである。あわせて、社会資源として有効に機能するように、障害者団体の育成を図る必要がある。

用語解説

- *1 地域生活移行…入所施設や精神科病院の入所・入院者が、地域のグループホーム等に居住の場を移し、地域生活を送るようになること。障害福祉計画において移行者数の目標設定がされている。

9 安全な暮らしを支えるについて

提言

- 1 障害者、支援者、事業者等も地域防災に積極的に関わることで、障害者を地域で見守り、支援する体制を強化する必要がある。
- 2 福祉避難所や施設等においては、障害特性などに配慮した設備や備蓄品を備える必要がある。
- 3 避難所や事業者等に応じた災害対応マニュアルの整備と災害情報伝達の仕組みを整備する必要がある。

- 災害時要援護者名簿(*1)の活用について、有効に活かされるように検討する必要がある。また、障害者相談員(*2)の日頃の活動、情報力等の活用も含め、地域で見守る体制を強化すべきである。
- 福祉避難所(*3)の整備には、さまざまな障害特性などに対応できるよう、当事者の状況や意向を踏まえながら設備を整える必要がある。
- 福祉避難所等の災害対策について、行政は積極的に広報すべきである。また、避難所や医療機関等において活用できるような、障害者用の災害対応マニュアルの作成が必要である。
- 災害対策や避難方法等のマニュアルが整備されたら、積極的に広報すべきである。
- 施設などでは災害に備えて水や食料等の備蓄が必要になるが、1事業所に対応するには経済的な負担が大きい。また、防災設備や耐震構造等の整備が必要であり、行政の補助等が必要である。
- 障害特性に応じ、音声や画像など、だれもが情報を得られるような手段で情報提供を行う必要がある。
- 震災が発生した場合、障害者自身や支援者だけの力で避難生活に対処していくことは難しく、地域の力が必要である。地域でも、障害者などの支援が必要な方をみんなで支えて行きたいと考えてくれているが、障害者などの情報が伝わっていないためにどうすれば良いかわからない状態である。地区の防災を考えるときに、障害者や支援者も一緒になって進めていく必要がある。

- 障害者や事業者自ら地域の防災組織等と積極的に関わり、連携しながら進めていくことが必要である。地域の力を活用させてもらいながら、一方では地域を支える力になるという、双方向性の支えあいが重要である。
- 事業者は、災害の程度によってどう利用者に対応すればいいか、迷うところである。対応マニュアル等の作成のため行政や消防等の指導や助言が必要である。
- 大災害が発生すると一時的に行政機能がまひすることも想定される。その際に、障害者等の安否確認を民間団体などが行なうことが考えられるが、個人情報保護の関係で東日本大震災ではうまく機能していない状況が見られる。障害者団体や支援団体、ボランティア等の活用について検討する必要がある。

用語解説

- *1 **災害時要援護者名簿**…災害時要援護者とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々のこと。区は、要援護者本人や家族などの申請により、災害時用援護者名簿を作成し、その情報を平常時から区民防災組織等と共有し、要援護者を支援する地域の活動に活用する。
- *2 **障害者相談員**…身体および知的障害のある方の家庭での養育、生活、就学、就職等に関する相談に応じ、助言・指導を行う民間の協力者。
- *3 **福祉避難所**…区立小中学校などの避難拠点では避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受入れるために開設される避難所。高齢者施設・障害者施設を指定。

10 福祉のまちづくりを推進するについて

提 言

- 1 ともに理解を深める「気づき」を進めていく必要がある。
- 2 地域を支える中心となる地域の民間団体の活動を支援する必要がある。
- 3 だれもが暮らしやすいまちとするため、家庭や行政、団体、ボランティア等の連携を強化する必要がある。

- 「気づき」ということは非常に大切なことであり、進めていかなければならない考え方であるが、まだまだ細部にわたっては理解されていない面がある。また、障害者同士でも理解が進んでいない面があるので、障害者自身の学ぶ場を作る必要がある。
- 音声のみの災害情報や、節電対策で照明のダウン、エスカレーターの停止などは、障害特性により当事者にとって意味がなかったり非常に負担がかかったりするものである。これは地域で生活するものにとってバリアであり、これは福祉のまちづくりの考え方と違っている。
- 障害者や高齢者だれもが安心して暮らせる地域づくりのために、かつての「井戸端会議」といったものが行える環境が重要ではないか。今や水を中心とした結びつきから、「人の温かさ・暖かい空気」に変わり、地域のまちづくりを行う民間団体の活動に期待がかかる。
- 障害児者が地域で自立していくためには、家庭や学校、行政、福祉、労働、保健、医療、地域等のさまざまな団体・ボランティアの連携が必要であるが、未だ十分ではない状況と考えられる。これらの連携が進むことで、障害児者やその家族が暮らしやすいまちづくりにつながっていく。
- 障害者自らも地域の福祉の担い手となり、地域のつながりを作ったり、情報発信・啓発等を行なったりすることで、福祉のまちづくりが推進されることが期待できる。このため「地域福祉パワーアップカレッジ」(*1)の活用等は有効である。

用語解説

- *1 地域福祉パワーアップカレッジ…常設の学びの場で、地域福祉を担う人材の育成と、育成した人材を活かす取組を行う。

11 障害者医療を推進するについて

提言

- 1 障害特性等に合わせた医療体制の整備や関係機関の連携が必要である。
- 2 かかりつけ医の推進や医療機関での障害理解を進める取組を行う必要がある。
- 3 地域移行や地域での安定した生活のため、訪問による医療その他の支援を進める必要がある。

- 障害特性等に合わせた医療体制の整備や関係機関の連携が必要である。
例えば、高次脳機能障害(*1)ではその診断、リハビリに対応できる医療機関が区内にはなく、長期間区外に通院する実情がある。また、保健、医療・福祉・労働・地域の連携など、多職種による包括的な支援が必要である。区内に医療体制、支援体制の整備が必要である。
- 障害があるとかかりつけ医というものが持ちにくい現状がある。歯科だけでなく他の診療科目にも同様の制度を広げていく必要がある。また、医療機関の障害理解が進むよう、対策をとる必要がある。
- アウトリーチ支援(*2)は、行政と病院が協力して行なうことで効果が発揮できると考えられる。また、行政と病院との協力関係を構築することで、退院や地域生活の安定を円滑に進めることができる。
- 往診治療を中心としたACT（多職種により、訪問を中心として医療や生活支援を提供する仕組み）などは、引きこもりの人などの対策に効果的であり、検討の必要がある。また、クリニックなどでも訪問看護の体制整備が必要である。
- 障害者制度改革の流れからすると、近い将来には難病も障害の範囲に入ってくると思われる。このため、対象者の生活状況や意向などを調査し把握する必要がある。難病でさまざまな制約があっても、障害者手帳の取得ができない方もいる。
- 医療や服薬等に関する相談窓口の設置が必要である。また、精神障害の方が専門医を受診するまでに時間がかかるという課題への対策となるのではないか。

用語解説

- *1 **高次脳機能障害**…脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）・感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害。
- *2 **アウトリーチ支援**…医療・福祉関係者が自宅等を訪問し、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

巻末資料

① 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

練馬区障害者計画懇談会設置要綱

17 練保障第 724 号

平成 18 年 2 月 3 日

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画改定の内容に関する事項
- (2) 障害者自立支援法に定める障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 公募区民 9 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 18 名以内
- (3) 医療関係者 1 名以内
- (4) 学識経験者 2 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が行う。

(公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開お

よび区民公募に関する指針（平成13年2月27日練企企発第245号）の定めるところにより非公開とすることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

② 練馬区障害者計画懇談会委員名簿

	委員	所属等	
1 公募区民 9名	馬場 伸一	練馬地域	
	坂元 信幸	練馬地域	
	志澤 小夜子	光が丘地域	
	安部井聖子	石神井地域	
	鈴木 英典	石神井地域	
	保坂 勝子	石神井地域	
	長澤 泉	大泉地域	
	野澤 国幸	大泉地域	
	前田 典子	大泉地域	
2 障害者福祉関係者 17名 (1) 障害者福祉団体 9名	齋藤 洋	練馬手をつなぐ親の会 副会長	
	森下 叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 副会長	
	河辺 豊子	練馬区視覚障害者福祉協会 会長	
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長	
	秋本 浩一	練馬区難聴児者を持つ親の会 会長	
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長	
	河合 幼	練馬障害児(者)を持つ親の会 事務局長	
	工藤 忠夫	練馬家族会 理事長	
	米村 和恵	ちゅうりっぷの会 会長	
	(2) 障害者を対象とした事業を実施している法人・団体 4名	森口 敏之	はつらつ(児童デイ) 代表
		伊東 和子	ケアサービス伊東(居宅) 代表
		矢吹 一夫	かすたねっと(居宅・居住・通所) 代表
		渡辺 智生	やまびこ三原荘(居住) 世話人
	(3) 学校関係者 1名	千田 恵司	石神井特別支援学校長
(4) 障害者就労支援関係者 2名	八戸 和子	池袋公共職業安定所 統括職業指導官	
	吉田 由紀子	あかねの会就労支援室 施設長	
(5) 相談支援 1名	石野 哲朗	光が丘障害者地域生活支援センター所長	
3 医療関係者 1名	今田 寛睦	医療法人社団一陽会 陽和病院院長	
4 学識経験者 2名	(座長) 朝日 雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授	
	(副座長) 河村 ちひろ	埼玉県立大学保健医療福祉学部 准教授	

【計29名・敬称略・所属等欄は委員委嘱時のもの】

③ 練馬区障害者計画懇談会開催経過

回数	日時	検討項目
平成22年度 第1回	平成22年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 次期障害者計画の策定について 今後の進め方
第2回	平成22年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況 次期障害者計画の計画期間
第3回	平成22年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画基礎調査結果の概要 高次脳機能障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（居宅系サービス、居住系サービス）
第4回	平成22年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（日中活動系サービス、入所・入院者の地域移行）
第5回	平成23年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基礎調査報告書 改定障害者計画の進捗状況と課題（就労支援、障害児支援）
第6回	平成23年3月23日 （資料配布のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況と課題（障害者医療、福祉のまちづくり）
平成23年度 第1回	平成23年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 難病者の状況（報告） 計画の構成 計画の基本理念
第2回	平成23年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念 各論の検討（相談支援、居宅系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）
第3回	平成23年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（サービスの質の向上、障害者就労、福祉のまちづくり、社会生活支援）
第4回	平成23年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（障害児支援、防災、障害者医療） 第三期障害福祉計画の考え方
第5回	平成23年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（たたき台）
第6回	平成23年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（素案）